



令和3年度使用教科書採択に関する組織・手続について

大竹市教育委員会

大竹市教育委員会は、教育関係者のみならず保護者・地域住民に対する説明責任（アカウントビリティ）を果たすため、次のような組織・手続を経て、教科書を採択する。

1 採択組織

- 市教育委員会は、選定委員会を設けるとともに、調査員を置き、それぞれの責任を明確にするとともにその機能の充実を図る。
- 選定委員会の委員に保護者や学識経験者を加える。
- 調査員は校長及び教員等とし、選定委員会の委員と重複しないこととする。

2 採択手続

- (1) 市教育委員会は、県教育委員会の指導助言等に基づき、教科書採択に係る方針等を定め、選定委員会に諮問する。〔①〕
- (2) 選定委員会は、市教育委員会が定めた方針に基づき、調査員に教科書を調査研究する観点を示す。〔②〕
- (3) 調査員は、選定委員会から示された観点に基づき、すべての教科書について綿密な調査研究を廿日市市と合同で行い、選定委員会に報告する。〔③〕
- (4) 選定委員会は、調査員の報告に基づきすべての教科書について審議し、その結果について理由を付し、市教育委員会に答申する。〔④〕
- (5) 市教育委員会は、すべての教科書について審議し、1種目につき1種類の教科書を採択する。採択した教科書については、採択理由を明確にする。

